

第14回 規制改革推進会議 議事概要

1. 日時 : 令和4年10月13日(金) 17:15~18:00
2. 場所 : 合同庁舎8号館8階特別中会議室(オンライン会議)
3. 出席者 :
(委員) 大槻奈那議長、武井一浩議長代理、
岩下直行、菅原晶子、杉本純子、中室牧子、本城慎之介、御手洗瑞子
(政府) 岡田大臣、和田副大臣、自見大臣政務官、田和内閣府事務次官、井上内閣府審議官
(事務局) 林規制改革推進室長、辻規制改革推進室次長、野村規制改革推進室次長、川村参事官
4. 議題 :
(開会)
(1) 議長互選、議長代理指名
(2) 規制改革推進会議の進め方について
(3) 規制改革の重要課題について
(閉会)

○事務局 それでは、時間になりましたので、第14回「規制改革推進会議」を開催させていただきます。

委員の皆様は、画面をオンにしていればと思います。

本日は、岡田大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いたします。

○岡田大臣 皆様、お疲れさまでございます。オンラインで御参加の皆様にも感謝を申し上げます。

規制改革担当大臣を拝命いたしました、岡田直樹でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、昨年度より精力的に御議論をいただいておりますことにお礼を申し上げます。規制改革を進めていく上では、国民や経済界からの御要望に基づいて、生活やビジネスの制約になっている制度などを見直し、時代にふさわしいものにアップデートしていくことが重要と考えております。

特に地方における社会課題の解決は、成長のエンジンにもなり得ると考えておりまして、今期は特に地方創生の観点も含めて進めたいと考えております。どうか委員の皆様方には、引き続き精力的な御議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○事務局 岡田大臣、ありがとうございました。

和田副大臣、自見政務官にも御出席いただいております。和田副大臣、御発言はございますでしょうか。

○和田副大臣 担当副大臣の和田義明でございます。皆様、御多忙のところ、今日は御参加をありがとうございます。どうぞ御指導のほど、よろしく願います。

○事務局 ありがとうございます。

自見政務官、いかがでございますでしょうか。

○自見政務官 大臣政務官を拝命しております、自見はなこでございます。先生方皆様に御指導を賜りながら、私もしっかりと役割を果たしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願います。

○事務局 ありがとうございます。

本日の議事進行でございますけれども、議長でいらっしゃいました夏野剛氏より申出があり、10月12日付で委員を辞職されております。そのため、以後の議事進行につきましては、議長代理の大槻委員にお願いしたいと思います。よろしく願います。

○大槻議長代理 ありがとうございます。

それでは、議題1「議長の互選」に入りたいと思います。規制改革推進会議運営規則第4条第1項の規定により、議長を委員の互選により選任いたします。どなたか御推薦、御発言等がございますでしょうか。

それでは、菅原委員、願います。

○菅原委員 ありがとうございます。

私からは、大槻議長代理を議長に推薦させていただきたいと思います。議長代理としてこれまでの経緯をよく御存じであり、継続性という点はもとより、同議長代理は企業経営者としての経歴や、また、研究者としても御活躍されています。政府の様々な審議会等を歴任されておられ、その豊富な御経験や高い見識から議長に適任と考えております。

以上です。

○大槻議長代理 恐れ入ります。

それでは、岩下委員、願います。

○岩下委員 私も大槻議長代理が議長に就任されることに賛成でございます。

大槻議長代理は夏野議長とともに様々なワーキング・グループにいつも幅広く御参加いただいて、これまでの議論に大変積極的に貢献してきていただいたと感謝しております。今回、夏野議長が急遽御退任ということは我々にとっても大きなショックでありましたが、これまでの経緯をよく御存じであり、かつ、夏野議長の御退任後の大変な時期をしっかりと支えてくださった大槻議長代理に是非夏野議長の御後任をお務めいただきたいと考えております。

私からは以上です。

○大槻議長代理 恐れ入ります。

ただ今、菅原委員及び岩下委員から私を議長にということの御意見をいただきましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大槻議長 恐れ入ります。

それでは、これから私の方で議長を務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、議長代理の指名に移ります。規制改革推進会議規程第4条第3項の規定により、議長代理を指名させていただきます。

私の方では、武井委員にお願いしたいと考えておりますが、後見人をお受けいただけますでしょうか。

○武井委員 武井でございます。

議長からの御指名でございますので、謹んでお引き受けいたします。微力ではございますが、しっかり頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○大槻議長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

議長代理として、武井委員から一言追加でよろしいでしょうか。

○武井議長代理 本当にいろいろな 이슈、課題が山積しておりますし、しかもスピード感と同時に難しい課題も多いので、着実に規制改革の実が挙がりますよう、議長をしっかり支えることができると思っております。何とぞ、よろしくお願いいたします。

○大槻議長 ありがとうございます。

それでは、議題2「規制改革推進会議の進め方について」の案について御審議いただきます。事務局から御説明をお願いいたします。

○辻次長 次長の辻でございます。

資料1-1「規制改革推進会議の進め方について(案)」を御覧いただけますでしょうか。1ポツの今期の会議につきましては、来年6月までをサイクルとして審議を進めていただきたいと思いますと考えています。

2ポツのワーキング・グループでございますが、これまでどおり「スタートアップ・イノベーション」「人への投資」「医療・介護・感染症対策」「地域産業活性化」に加えまして、今期は資格取得に係る要件の見直しやローカルルールの見直しといった分野横断的に取り組んでいく課題のウエートが高まっていると考えておりまして、従来の「デジタル基盤」ワーキングを「共通課題対策」と名称変更をして、この5つのワーキングの下で議論を進めていただいておりますかと考えてございます。

3ポツの審議方法のところはこれまでと変更はございません。

事務局からの説明は以上です。

○大槻議長 ありがとうございます。

それでは、御異議がなければ、資料1-1の「規制改革推進会議の進め方について（案）」を決定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○大槻議長 ありがとうございます。恐れ入ります。

それでは、原文のとおり決定いたします。

また、資料1-2のワーキング・グループの構成員の欄ですが、ワーキングの委員、専門委員をお決めいたします。前期に続きまして、武井委員を「スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ」座長、私大槻を「人への投資ワーキング・グループ」座長、佐藤委員を「医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ」の座長、岩下委員を「地域産業活性化ワーキング・グループ」座長、菅原委員を「共通課題対策ワーキング・グループ」座長にお願いしたいと思います。

続きまして、議題3の規制改革の重要課題について、方針を変えております。

まず、事務局から御説明をお願いします。

○辻次長 事務局でございます。

議論に当たりまして、皆さんの参考にしていただくべく、規制改革の重要課題と考えられるものを提示させていただきました。資料2を御覧いただければと思います。

最初に、急いで対応すべき課題を用意しております。現在、経済対策の策定が政府において進められておりまして、これについては岸田総理から、予算・税制だけではなくて、規制・制度改革も盛り込んでいくようにという御指示を頂戴しております。私どもといたしましては、急いで対応すべき課題として、ここに挙げている4つの項目について検討を加速していく必要があるのではないかと考えております。

初めに、リチウムイオン電池と急速充電器についての消防法の規制の見直しでございます。これは再エネタスクフォースの方で今まで議論をいただいている話でございます。

それから、規制改革推進会議で議論いただいている話としては次の2つでございます。医療・健康アプリの社会実装の促進、それから医療データに関する個人の権利利益の保護の在り方の見直しでございます。

続きまして、2ポツ目、それ以外の課題でございます。ここに挙げられた課題につきましても、年内の中間取りまとめを見据えてその検討を加速いただき、いつもどおり年央の答申、それを受けました規制改革実施計画の閣議決定につなげていただきたいと思います。と思っています。

(1) がスタートアップ・イノベーションワーキングの関係でございます。携帯電話周波数の割当方式の話、スタートアップ向けの公共調達の話、新たなモビリティ活用法の話でございます。

2番目、人への投資関連でございます。情報教育の充実に向けた外部人材の登用、副業・兼業の促進に向けた労働時間管理の在り方、それから外国人材の受入れに関連して、法務省の特定技

能制度、技能実習制度の見直しといったものが課題になってくると思われま

3番目が医療・介護・感染症対策でございます。コロナ、インフルエンザの同時流行が懸念されておりますので、体外診断薬のOTC化等が例として挙がってくるかなと思っております。それから、医療DXの推進、地方における高齢者への持続的な医療・介護体制の確立といったものも引き続き重要な課題だと思っております。

(4) 地域産業活性化でございます。農地所有適格法人がその出資で資金調達を柔軟に行えるように検討する、畜舎特例法の対象拡大、漁業権制度の運用、地方放送局の経営の自由度を高めるための規制改革といったものが課題になってくると思っております。

(6) は分野をまたがる共通課題でございます。先ほど申し上げましたとおり、資格取得に係る学歴・経験要件の見直しやローカルルールの見直しが課題としてありますのと、引き続き地方公共団体の公金納付・キャッシュレス化といったものも取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○大槻議長 ありがとうございます。

続きまして、意見交換に移りたいと思います。本日御欠席の佐藤委員から御意見をいただいております。事務局から御説明いただけますでしょうか。

○辻次長 資料3を御覧ください。今日御欠席の佐藤委員から意見書が提出されております。

最初に、事務局で整理しました緊急に対応すべき課題についてですが、医療・健康アプリの社会実装の促進に関して、診療報酬の見直しは当然だけれども、併せて審査手続の簡素化、広告の規制緩和ということをやって、新参入企業の障害をなくしていくべきというお話でございます。

2つ目の医療データの関連でございますが、法規制・慣行・ローカルルールの見直しと併せて、規制改革の話ではございませんが、財政的な支援といったものも経済対策としては検討してもいいのではないかという御意見でございます。

2つ目のマルがその他の課題でございます。感染症対策に関しては、コロナとインフルエンザの同時流行に向けて、インフルエンザ検査のOTC化については緊急に対応すべきであるという御意見でございます。

2つ目のポツが、調剤業務の一部外部委託について、委託業務の拡大と距離制限の撤廃とを速やかに進めていくべきであり、特区での実証も視野に入れてはどうかという御意見でございます。

最後は農地に関するお話でございますが、規制改革の観点としても重要ですが、経済対策としても推進するべきではないかという御意見でございます。

以上です。

○大槻議長 ありがとうございます。

それでは、各委員から御意見をいただきたいと思っております。恐れ入りますが、お一人2分以内と

ということでお願いしたいと思います。私から御指名させていただきますので、順次マイクのミュートをオフにして御発言をお願いできればと思います。

それでは、岩下委員からお願いいたします。

○岩下委員 京都大学の岩下でございます。本日の当会議の一部ワーキング・グループの名称改称討議に係る議論及びこれまで参加してまいりましたワーキング・グループでの議論を踏まえまして、今後の当会議の運営について2点の意見を申し述べさせていただきます。

第1は、デジタル化を規制改革の中心に据えていただきたいということです。コロナ禍と急速な社会全体のデジタル化の進展を背景に、今、日本社会は大きな転換を迫られており、当会議が所掌する規制改革にも大きな責任が生じていると感じています。

他方で、政府はデジタル庁の設置や様々な政府のDXの取組の強化など、望ましい変化が見られるものの、今なお古い行政事務の進め方に固執し、新しい時代に十分対応できない部署が存在するのも事実です。

今回、デジタル庁ができて、各省のDX体制があるからということで、何となくワーキング・グループの名前からデジタルという名前が消えてしまったのですね。ただ、そうは言ってもそういう既存の政府側の取組だけではカバーできない部分、特に既存の行政手続のオンライン化や時代に合ったデジタル・ガバメントの在り方について、当会議として貢献できる場所は大きくあると思います。

例えば2020年に取り組んだ行政事務におけるハンコの廃止については大きな成果が得られたと思いますが、もちろんハンコを廃止しただけではデジタル化は進みませんので、今後、デジタル田園都市国家構想の推進という観点からも様々な分野、国も地方も含めてデジタル化を推進することが正に規制改革の最も強いエンジンになるのではないかと考えるので、そのように述べる次第です。

第2に、農林水産業への規制改革を引き続き取り組んでいかなければいけないということがあります。今回、地域活性化ワーキング・グループの座長として農林水産業の分野の規制をいろいろ見させていただきましたが、そこにはなお見直しを要する古い規制が数多く残存していることを目にしてまいりました。本日の資料にも例示された農地を所有する株式会社の資金調達の問題などを考えると、そもそも農業というものが通常の産業とこれだけ違う存在になっていること自体が農業の発展を大きく阻害している部分があると思います。農業というのは例えば地域経済の活性化のために極めて重要な産業でありますので、そこが通常の経済の発展するメカニズムと同じメカニズムできちんと発展できるような仕組みをいかに整備していくかということがこれから大事であり、その点からも規制改革が極めて重要な役割を担うと思いますので、この2点につきまして、今後、集中して進めていっていただきたいということを申し述べさせていただきます。

私から以上です。

○大槻議長 ありがとうございます。

それでは、菅原委員、お願いいたします。

○菅原委員 ありがとうございます。

まず、資料にはおおむね賛成です。

まず、人への投資の部分に関連して発言いたします。先般、岸田総理がニューヨーク証券取引所の講演で、年功序列的な職能給をジョブ型の職務給中心に見直す、一律ではなく仕事に応じたジョブ型の職務給を取り入れた雇用システムに移行させると御発言されておりました。これは多様な個人の活躍という点からも非常に重要であり、かつ、これまで規制改革推進会議でも取り上げてきた円滑な労働移動による日本全体の付加価値生産性の向上や賃上げにつながる経済対策でもあり、重要な成長戦略の柱だと思っております。資料に掲げている副業・兼業の促進とも非常に政策的な親和性・融和性もあります。今後、既にリスキリングやリカレント教育などの政策は出ていますが、これらの政策は賃上げや生産性向上の一部でしかありません。従来から会議で議論しているとおり、改めて本格的にジョブ型雇用のシステムデザインと規制ルールづくりについて取り組んでいくことが必要と思っております。

外国人の受入れに関しても、諸外国に対して大変遅れている分野です。既に手後れだという方もいますが、経済のグローバル化の中で国籍を問わず優れた人材が集まる、優れた人材に選ばれる国になるためにも、非常に重要かと思っております。

また、先ほど佐藤委員のペーパーにもありましたが、農地を所有する株式会社の資金調達の円滑化は重要で、資金調達の選択肢や活用メリットにより農業経営・農業の活性化につながるためにも、積極的に早急に進めるべきだと考えております。

ワーキング・グループの座長を受けさせていただいております共通課題対策に関しては、先ほど岩下委員からもありましたが、デジタル基盤ワーキングから名称を変更したものの、デジタル化は今後の経済社会をデザインする上で欠かせない重要なインフラのため、当然ながらどの分野も共通して所与のものとして捉えつつ、ワーキングにおいても過去のテーマのフォローアップも含めて進めていきます。

最後に、規制改革に取り組んでいるものの、新しいビジネスの創出や投資拡大など、なかなか効果が見えてこないのも事実です。成長戦略の1丁目1番地と以前から言われておりますが、規制改革なくしてイノベーションも成長もありません。確実に進めるためにも、以前も申し上げましたが、規制改革のインパクト分析など、その効果などをきちんと検証しながら、優先順位をつけながら進めるなど規制改革手法のイノベーションも検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○大槻議長 ありがとうございます。

続きまして、杉本委員、お願いします。

○杉本委員 ありがとうございます。杉本純子でございます。

私も御説明いただきました規制改革の重要課題のうち、所属していますワーキング・グループ

に関連するものについて意見を何点か述べさせていただきたいと思います。

まず、医療データに関する個人の権利利益の保護の在り方の見直しに関してですが、医療データの共有や利用の円滑化を進めるに当たっては、医療に関する個人情報の取得に際して、個人情報保護法に基づく本人同意の在り方が大変大きな問題となっております。同意を取得することに依拠し過ぎて医療データの取得が困難となり、データの利活用による豊かな国民生活の実現という個人情報保護法の第1条に規定されている法の目的が阻害されるのであれば、本来の法の趣旨に対して本末転倒となってしまいますのであり、今後このような問題については、本来個人情報保護法において保護すべき個人の権利利益とは何か、その解釈を改めて確認しながら検討を進めていく必要があるように思います。

次に、当面の重要課題として挙げられております中から、医療DXの推進も重要な問題だと考えております。電子処方箋システムの稼働に係る問題に加えて、昨年のワーキング・グループにおいて報告を受けました、病院内での紙の書類等の保管、紙の書類等のデジタル化を進めていくという必要性も、医療DXを推進する観点から重要であるように思っております。

また、共通課題対策におけるローカルルールの見直しも大変重要であると考えます。どのワーキング・グループにおいても、ローカルルールゆえの現場の負担を感じる議題というものが大変多いと思います。共通課題対策ワーキング・グループにおいて、ローカルルールに対する基本的な考え方、その見直しやその方法に係る方針等について、総論的に検討し、整理する機会が設けられることは大変有意義であると考えております。

最後に、個人的に5年以上にわたって取り組んでまいりました民事執行・保全・倒産・家事事件手続のIT化についてです。昨年の答申でも言及していただいたこともあり、現在は法制審議会において中間試案が公表される段階まで来ました。中間試案は既に法改正が成立している民事訴訟手続のIT化に沿った内容となっておりますが、特に民事訴訟手続とは異なる構造を有している民事執行や保全、そして倒産手続については民事訴訟法と同様の規定で準用することが難しい規定も多く、そのような点をきちんと考慮したIT化が実現できるのか、今後、最高裁によって構築されていく実際のシステムの内容やその在り方も含めて更に追求していく必要があるかと考えております。

微力ながら、今年度も議論に参加させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○大槻議長 ありがとうございます。

続きまして、対面参加の中室委員、お願いします。

○中室委員 どうもありがとうございます。

私が最近いろいろなところに行きまして感じることは、我が国の業界、あるいは産業の性質によらず、全ての人が抱えている問題が人手不足という問題だなということを感じます。どこへ行っても人がいない。

これをどうやって解決していくのかと考えますと、時間当たりの生産性を上げるしかないのだと思うのですね。もちろん少子化の問題であるとか、今、労働力化していない高齢者や女性をどのように労働力化するかという中長期的な政策課題はあるものの、短期的には生産性を上げるしかない。そう考えますと、規制改革の役割というのはどんなに強調しても強調し過ぎることはないのではないかと考えております。

しかしながら、振り返ってみますと、生産性を上げるということについてはあらゆる分野で不徹底となっております。卑近な申し上げますと、我々は研究者でありますので、最近ですと例えばコロナが経済にどういう影響をもたらしたのかみたいな研究をしますけれども、その利用のために必要なのがデータなのです。医療データ、教育データ、あるいは統計データを用いますけれども、この統計の授業をしようということになりますと、例えば官庁に申請をして、その申請に1年ぐらいの時間がかかり、そこからデータの整理をして1年かかります。2年後に我々がコロナの分析について発表していたら、全く世界から相手にされないと思うのです。

こうした問題を乗り越えるために、今、研究者が何をしているかということ、海外のデータを使って海外の分析をしているわけです。日本の分析がほとんど出てこないような状況は、私は今すぐやめなければいけないと思っています。

データの利活用というのは、我が国の本当に重大な勝ち筋になるところでありますから、先ほど杉本委員から御発言がありましたように、データの利活用をどう進めていくかということに関しては、利活用推進という観点からしっかりとルールの整備を進めていくということが必要であると思っております。この医療、教育、統計等のデータの利活用推進について、規制改革推進会議でも引き続き議論をしていければと思っております。

今期もどうぞよろしくお願いいたします。

○大槻議長 ありがとうございました。

本城委員、よろしくお願いいたします。

○本城委員 よろしく申し上げます。

規制改革の議論に参加させていただきまして、ありがとうございます。その責任についても非常に重く受け止めています。

私は長野県軽井沢町で幼稚園と義務教育学校を運営しています。学校経営を始めて3年になりますが、この国で急速に進む価値観の変化と多様化を現場でひしひしと感じています。

まず、未来の担い手である子供たちです。家庭環境や発達や特性、興味・関心、幼児期から積み上げている経験などが、昭和に子供時代を経験した私たちの世代とは大きく違うものになっていて、多様化が非常に進んでいると思います。

したがって、これまで長く全国で行われてきたようないわゆる一斉型の授業の学びといったものは急速に意味が失われている一方で、探究的な学び、ICTの活用、オンラインでの学びというのは一層重要になってきています。

同時に、家族の在り方も本当に多様だなど感じています。私たちの学校の保護者の方は、約7割の人たちが全国各地から長野県に移住してきています。保護者の皆さんも第一次産業、製造業、サービス業、金融、IT、医療従事者など、業種も幅広いということと、地方でもというか、もしかしたら地方だからこそリモートワークやダブルワークというものが珍しいものでもなくなっていますし、多様な働き方や生き方が急速に広がっているなどということを実感しています。

このような形で大きく急速に変化する価値観や多様性の中で、見直すべき古くからの規制というのは本当にたくさん存在していることを今回のワーキング・グループの議論を通じて改めて認識しています。

ただ、これまでワーキング・グループの中で取り扱ってきた規制の中には、どうしてこの程度の規制までこういった場で取り扱う必要があるのだろうかという点とか、何でもっと早く現場レベルでどうにかできないだろうかということもかなりたくさんありました。これまで守ってきたものを頑なに守り続けるための古い時代からの規制はどんどん見直して行って、その規制が国益にかなうものなのかどうか、反するものなのかどうかということをしっかり吟味し、スピーディーに改革すべきだと考えています。

担当しているワーキング・グループの人への投資、地域産業活性化に関して言うと、当面の重要課題に挙げられていますが、緊急性が高いものとして考えているのは2つあります。

1つ目としては、働き方・生き方の幅を広げるためにも、労働時間管理の在り方の見直しを推進することで、地方への人の移動・移住が促進されて地域活性化にもつながるのではないかと感じています。

2つ目として、食糧安保の観点からも、岩下座長もお話しされていましたがけれども、農業や漁業をしっかりと成長産業化していくことは本当に重要な課題だと思っています。ワーキング・グループでも農業と漁業に関する新規参入や事業拡大のための阻害要因となっている規制の緩和はもっともっと議論のスピードを上げていくべきと考えています。

加えて、今回の課題としては入っていませんけれども、競争力を上げていくためには子供たちの教育が重要であることは異論ないと思います。教育現場に数々ある規制、例えば学校設置基準や標準授業時数、教員定数などの規制は大きく見直して、新規参入や改革を促していく必要があるのではないかなと思っています。

これからつくっていくとする日本、その理想を実現するための意味ある規制は残す必要があると思いますが、そうでないものはどんどん改革していけるよう議論に参加していきたいと思っています。引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○大槻議長 ありがとうございます。

御手洗委員、お願いします。

○御手洗委員 まず、本日事務局の皆さんに御提示いただいた資料に関しましては、異議はござ

いません。おまとめいただいてもありがとうございます。

私からは、今後取り扱いたいといいますか、私として取り組んでいきたい案件についての考え方と、チームとしてこれから議論の質・量を保つために考えなくてはいけないかなと思っていることについて、大きく2部に分けてお話しさせていただければと思います。

まず、今後検討すべき案件なのですけれども、私も先ほど本城委員がおっしゃられていたように、これほど細かいものまでこのワーキングで扱わないといけないのかなと議論の中で感じることは多々あります。規制改革推進会議のメンバーで集まって議論できる時間は有限ですから、インパクトの大きいものから順に着手していくべきかと思います。これは先ほど菅原委員が規制改革推進会議の手法の見直しや政策としての評価が必要とおっしゃられていたことにも通ずるかと思うのですけれども、簡単なものや調整が付きやすいものからではなくて、達成したときのインパクトが大きいものから順に取り組むという姿勢を崩さずにやるべきかと思っています。

どういったものがインパクトが大きいと私が考えるかという、軸としては大きく3つだと思っております。1つ目は新規参入を促すもの、2つ目は出現頻度の高い手続の効率化、つまり手続の効率化はやろうと思えば幾らでもあるのですけれども、出現頻度が大きいものを特にやるということです。3つ目は影響する人が多い規制です。

1つ目の新規参入についてですけれども、手厚く守ることで産業そのものが地盤沈下しかねないことがあるかと思っています。私が地域産業活性化のワーキングなどで見ている範囲ですと、例えば水産業における買参権、競りに参入する権利が、新規参入が非常にしにくいということになっています。魚の値段というのは競りで決まっていますから、そのオークションに参加する人が少なくなれば、当然魚価はつきにくくなります。そうすると、漁業者さんのお仕事が正当に評価がされにくくなることにもつながってきますから、買参権を守ろうとするあまり水産業全体が地盤沈下するということになりかねないと思っております。日本酒の免許などもこれに近いものがあるかと思うのですけれども、新規参入ができないことによって産業そのものが停滞し地盤沈下しかねなくなっているものはあるかと思いま。こういうものは、改革した後に民間プレーヤーが入っていて活性化してくれるという面で非常にインパクトが大きいので、中心的に取り組むべきかと思っています。

2番目に、出現頻度の高い手続の効率化ですけれども、例えば企業にとって1回しかやらない手続というのがあるのですね。一方で、例えば印鑑証明書の取得のようにほぼ毎月やっているとか、場合によっては毎週やっているような手続があります。たとえば、現在印鑑証明書は法務局に足を運ばないと取得できないのですね。法務局に近い人はいいですけれども、遠い人は片道2時間ぐらいかかることもあるのです。どこかに印鑑を押す度にわざわざ法務局まで行って印鑑証明書を窓口で取らなくてはいけないというのは異様に管理コストがかかるわけです。こういった高頻度である手続きをデジタル化していくとか、効率化していくとインパクトが大きい。こういうものを先に解くべきかなと思っています。

3つ目の影響する人が多い規制について中心に解くというのは、随分前にやったオンライン診療などもそうだと思いますけれども、多くの人に関わる規制は、改革が大変なものも多いかと思えますけれども、やるべきかなと思っております。

以上が取り扱う案件についてです。事務局の方にきっと御苦勞をおかけするかと思えますけれども、せつかなので、難しくてもインパクトが大きいものからやってきましょう。

話が長くなってごめんなさい、第2部についてなのですが思いますが、夏野委員の辞任に関してです。今回、夏野議長の後任として大槻議長に御就任いただき、議長としてのお仕事の部分は引き継がれたかと思うのですが思いますが、夏野委員がワーキング・グループで議論に貢献してきた面は非常に大きかったと私は同じワーキングにいて思っております。

例えばスタートアップ・イノベーションワーキングでの夏野委員の御功績は非常に大きかったと思うので、夏野委員がお辞めになられた損失を補うように、チーム構成について、外部アドバイザーの方を招聘するなど含め柔軟に考えて、ワーキング・グループでの議論の質・量を落とさないように対応すべきかと思っております。委員を簡単に増やすというのは難しいと思うのですが、何らかうまくできそうな形で議論の質・量が落ちないように、事務局の方に、御対策を考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○大槻議長 ありがとうございます。

次に、武井議長代理、お願いします。

○武井議長代理 お時間も無いと思いますので、手短かに申し上げます。

スタートアップ・イノベーションワーキングにつきましては、新規事項だけでなくフォローアップ事項もたくさんございますし、その中でまさに地方における社会課題の解決という視点の事項も幾つかございますので、しっかりと着実に取り組んでいければと思っております。

医療・介護ワーキングにつきましては、いろいろな 이슈が山積してございまして、その中で難しい課題も多々ありますけれども、国民的関心が高い事項も多いので、しっかりと、かつ、丁寧な議論をきちんとやることでいろいろな形で前に進んでいければと思っております。よろしくをお願いします。

以上です。

○大槻議長 ありがとうございます。

それでは、最後に私から一言と思っております。皆さんが既に様々おっしゃっていただいたとおり、この規制改革推進会議自身がもうかれこれ20年余りやっている中で、相当多くの項目をやってきました。直近のところで言えば330余りということで、累積するものすごい数の項目を見直してきたわけですが、その間も日本の成長力というのは、もちろんこれは規制改革の話だけではございませんけれども、2000年で一人当たりGDPが世界第2位、直近においては28位ですね。それをどうしたらいいかというのは先ほども委員の皆さんからありましたけれども、中長期的な意味で言うと、特に、労働力の量と質を考えていくということで、私も座長としてやらせていただ

く人への投資のところに注力していきたいと思っています。

具体的には、人的資本の量的・質的向上ということで、教育スキームの高度化、資格試験の横断的な見直し、地域の活性化ということも取り組んでいって、人的資本の拡大ということが第一ですけれども、企業会計でいうと、資本をため込むだけでは意味がないわけですね。それを活用して付加価値を生むようにするというのは何としてもやっていかなければいけない。そう思うと、やはり労働市場の円滑化、それから先ほど他の方からもいただきましたけれども、兼業・副業を含む新たな働き方の後押しといったことにも取り組んでいきたいと考えております。

そして、委員の皆様、座長の皆様のおっしゃるとおり、今までの手法をしっかりと見直し、優先度を定める、レートをつけるやり方を考えるといった形で改革をとにかく確保していきたいと思っています。

私からは以上でございます。

それでは、ここで報道関係の方の御入室をお願いしたいと思います。

(報道関係者入室)

○大槻議長 ありがとうございます。今回は御足労をありがとうございました。

本日、規制改革推進会議の議長に選出されました、大槻と申します。よろしく申し上げます。

夏野前議長の辞任を受けまして、想定外ということでございましたけれども、これ自体が規制改革の取組を更に前進させるように、ここにお集まりいただいている委員の皆さん、それから今日はオンラインでも多く参加していただいておりますが、一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

特に緊急に対応すべき課題の一つの例としましては、医療・健康アプリの社会実装の推進・促進などに関する規制改革の議論というのは、これからも一層加速していきたいと思っております。その他、様々な課題について取り組んでいく所存です。

私も議長としまして、これまで以上に規制改革の議論に積極的に参加していくことはもちろんのこと、情熱を持って取り組んでいきたいと思っております。

本日、お越しいただいております大臣、副大臣、政務官、事務方の皆様、委員の皆様には、引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議論に関しまして、岡田大臣からコメントをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○岡田大臣 ありがとうございます。

ただ今御挨拶をいただきました、本日から議長に御就任いただくこととなります大槻議長を始め、委員の皆様におかれましては、活発な御議論を頂き、率直に我々にも叱咤激励のお言葉を多く頂戴しまして、誠にありがとうございました。

先週6日の経済財政諮問会議において、岸田総理から、今回の経済対策では予算・税制だけではなくて規制・制度改革も含めて効果的な対策を取りまとめるようにという御指示がありまし

た。この総理の指示を踏まえながら、まずは月内の経済対策の策定や年内のこの会議における中間取りまとめを見据えて、本日御議論いただいた課題を中心にワーキング・グループなどでの検討の加速をお願い申し上げます。

そして、来年夏頃には答申という成果をしっかりと形にいただき、『規制改革実施計画』の策定につなげていきたいと考えております。改革の具体化に当たっては様々な障害が予想されますが、我々政府の者も皆様の御議論を受け止めて、より効果的かつ強力に規制改革を進めてまいる覚悟でございますので、何とぞよろしくようお願い申し上げます。

ちなみにデジタル分野では、河野大臣と連携して政治主導で検討を加速させる、いわゆる2プラス1という、大臣3人が集まって、2プラス1の2は河野大臣と私でありますけれども、もう一方の大臣と直接協議をするという場を先日立ち上げました。おとといの会合では、ハローワークにおける失業認定のオンライン化について、私に加藤厚労大臣と直接交渉をさせていただきました。

今後も河野大臣と連携させていただいて、しっかり取り組んでまいりたいと思います。委員の皆様には、大変御多忙の中、本日の会議に御参加いただき、大槻新議長の下、新たな体制で引き続き精力的に御議論いただきますよう、御検討いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○大槻議長 ありがとうございました。

それでは、報道関係の皆さんは御退室をお願いいたします。ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○大槻議長 以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。岡田大臣、和田副大臣、自見政務官等々、どうもありがとうございました。委員の皆様、本日は御出席いただきまして、ありがとうございました。